



~~空き家を活用することが  
決まったら、使える  
補助金制度もあるぞ。~~

休止中

Before



After



補助金活用事例

# 地域の空き家相談員の御案内

空き家問題を解決します！



こんな  
空き家所有者の  
お悩みには



私たち、  
地域の空き家  
相談員が  
お答えします！

我ら相談員ズ

## 地域の空き家相談員とは、

- ◆ 空き家に関して気軽に相談できるまちの不動産屋さんです。
- ◆ 宅地建物取引士(旧宅地建物取引主任者)の資格をお持ちで、5年以上の実務経験があります。
- ◆ 京都府の研修を受けて、『地域の空き家相談員』として登録されています。

詳しくは、[京都市地域の空き家相談員](#)

[検索](#)



~~京都市空き家活用・流通支援等補助金~~

休止中

~~1年以上、居住者又は利用者がいない一戸建て・長屋建ての空き家を、地域の居場所づくり等の京都市の活性化につながる特定の目的で活用する場合、改修工事(水廻り、内装等)や家財の撤去にかかる費用の一部を補助します。  
詳しくは、ホームページや窓口で配布の資料により御確認ください。~~

~~京都市空き家活用・流通支援等補助金~~

~~検索~~

休止中

~~空き家を住まいとして活用するなら、耐震リフォームや省エネルギーの補助金も併せて御利用いただけます。~~

~~詳しくは「京安心すまいセンター(電話075-744-1631)」までお電話ください。~~



## 本リーフレットに関するお問合せは

相談・申請窓口 京都市都市計画局 住宅室住宅政策課 (空き家対策担当)

場 所 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電 話 075-222-3667

ファックス 075-222-3526

Eメール machisai\_akiya@city.kyoto.lg.jp

[京都市地域の空き家相談員](#)

[検索](#)

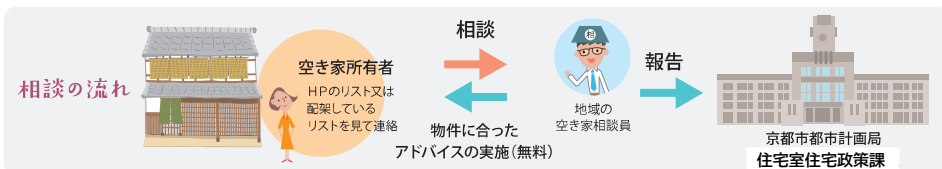


平成31年4月発行 京都市印刷物第314036号  
この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



空き家相談員への相談は、直接、来店又は電話で相談するんじやよ。  
 空き家の所在地の近隣の地域の空き家相談員なら、地域の特性もよく知っておるからおススメじやよ。

## 地域の空き家相談員制度



「地域の空き家相談員」への空き家に関する相談は**無料**です。また、御相談をされたからといって、当該相談員に仲介等の業務を依頼しなければならないものではありません。他の相談員や不動産業者に御相談をいただいても構いません。

### ※注意事項

※初回の相談の後、引き続き同じ相談員への相談を希望される場合は、相談者の皆様から改めて御連絡いただくか、後日連絡が欲しい旨、お伝えください。特段御希望がない場合は、相談員から後日御連絡させていただくことがあります。連絡を希望されない場合は、その旨、相談員にお伝えください。

※相談後、賃貸や売却、空き家の仲介等を「地域の空き家相談員」に御依頼された場合、以降は通常の不動産取引に応じた料金が発生します。



空き家相談員制度を利用した人達からこんなお声を頂いておるぞ。  
みんな、解決できて良かったのう。

住めない状態で放置していた空き家を、どうして良いか分からない時に、相談員リストを見て連絡をしました。素人の私にも分かりやすく親切・丁寧に説明していただき、危険な状態を解消するために、改修工事に着手する決心ができました。

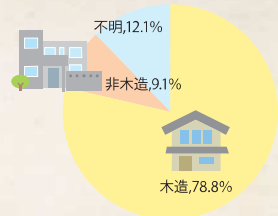
空き家を引き継ぐことになったものの、全くどうして良いか分からない時にこの制度を知りました。相談員の方が知識も経験も豊富でとても頼りになりました。空き家活用に向けて前向きに検討していきます。

## 空き家相談員にこれまで寄せられた相談内容

- ◆ 空き家に関する全般的な相談
- ◆ 活用方法について
- ◆ 賃貸・売買について
- ◆ 除却について
- ◆ 改修工事について
- ◆ 老朽化した空き家の安全対策について
- ◆ 助成金制度について
- ◆ 相続等各種手続きについて
- ◆ 税について



## 建物の概要



建物を直接見てアドバイスがほしい人には「専門家派遣制度」というものもあるぞ。



## 空き家活用・流通支援専門家派遣制度

賃貸用・売却用として流通していない戸建て・長屋建ての空き家を、活用・流通させようとする場合に、必要な助言や情報提供を行う専門家(建築士及び地域の空き家相談員)を**無料**で派遣します。派遣後、建物の状態や、アドバイスを記載した所見書をお渡しします。申請書は、HPからダウンロード又は当室窓口にて配布しています。また、HPにある申込フォームからも直接お申込みいただけます。

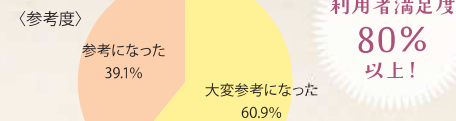
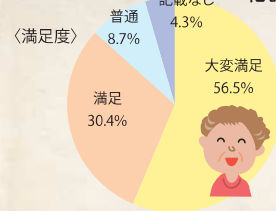
### 京都市空き家活用・流通支援専門家派遣制度

検索

※相談後、所見書を基に賃貸や売却、空き家の仲介等を「地域の空き家相談員」や建築士に御依頼された場合、以降は通常の不動産取引等に応じた料金が発生します。



## 相談に対する満足度等



利用者満足度  
**80%以上!**

(利用者アンケート結果)

### 専門家派遣制度を利用した方々の声

高齢のため、現地に来ていただけるととても助かりました。高齢者にも分かりやすく親切に説明していただき、制度を利用して良かったと思います。提案内容が気に入れば、そのまま引き続き対応をお願いできる点も利用しやすかったです。



不動産屋さんや建築士の方に直接相談するのは不安がありなかなかできませんでしたが、直接現地に来ていただける制度なので、安心して相談でき、所見書までいただけて大変良い制度だと思います。



この他にも、専門家派遣制度を利用し、空き家を改修して住みたいという借借人と出会い、再び住まいとして活用することが決まったという報告も聞いておるぞ。空き家をどうして良いか迷っている所有者の皆さん、一度活用してみてもいいかな。

